「いのちとくらしを守るなんでも電話相談会」の3年間を振り返る -相談支援現場から社会保障の再構築をめざして-

Reflecting on the Three Years of the "Anything Goes Telephone Consultation Service for Life and Living -Aiming to rebuild social security from the consultation support field-.

田中 武士* Takeshi TANAKA

Keywords: Life and Living, Telephone Consultation Service, social security, rebuild いのちとくらし,電話相談会,社会保障,再構築

はじめに

現代の日本では、様々な世代で貧困が拡大、深刻化 し人々の生活困難な状況と不安は増大している¹⁾。ま た、そのような状況に追い打ちをかけるように 2020 年初頭からは新型コロナウィルスの感染拡大がこれま で平穏な生活を送ってきた人々の生活を一変させてし まった。そして、感染の拡大以前から苦しい生活を強 いられてきた人々については、その生活困難な状況が 一層顕在化させられている。まさに文字通り、命と健 康が失われ、市民生活へ甚大な影響が及んでいる。ま さに災害級の事態であり、市民生活の日常が一向に改 善されず、事態を悪化させ続けている状況は、国家責 任を果たさない人災とも言える様相を呈してきてい る。平時から非正規雇用で働くなどして社会的に不安 定な立場にあった人々、貧困状態にあった人々、ドメ スティックバイオレンスや虐待などで生きづらさを抱 えてきた人々が住まいまでも失うという例も珍しくな いほど更なる苦境に追い込まれているのである²⁾。コ ロナ禍以前からの労働環境の劣化、社会保障制度の脆 弱性が露わになったといえる。

このような状況のなかで、全国の弁護士や司法書士、社会福祉士、労働組合関係者等の有志が集まり電話相談会実施のための実行委員会が結成された。筆者は全国実行委員会の運営委員として相談会の準備段階から最終回まで関与したため、本稿ではその相談支援の現場からの実践報告と、社会保障を再構築するために必要な政策提言を実行委員として行ったのであわせて報告する。なお、本稿における相談内容については

複数の事例を組み合わせるなどして、個人が特定され ないよう倫理的配慮が適切になされている。

I.「コロナ災害を乗り越える いのちとくらしを守る なんでも電話相談会」の実施

1. 相談会実行委員会立ち上げの背景

2020年3月、学校が一斉休校、同年4月には全国 一斉の緊急事態宣言が発令され、多くの人が休業を余 儀なくされた。政府は、特別定額給付金・持続化給付 金などの新設、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金 及び総合支援資金の特例措置(以下、両者を合わせて 「特例貸付」という)、住居確保給付金の要件緩和、 生活保護の柔軟な対応等に関する事務連絡の発出、雇 用調整助成金の特例措置の拡大などの支援策を打ち出 した。しかし、それら支援策の手続等の詳細は不明な 点が少なくなく、給付金などがなかなか届かないとい う状況があった。コロナ禍の襲来によって市民の日々 の生活が脅かされる事態となり、このような状況を傍 観するのではなく何かアクションを起こす必要がある との意見が筆者の周辺で沸き上がっていった。

2. 相談会の実施体制

全国の法律家やソーシャルワーカー、労働組合員などの有志が相談員として、2020年4月の初回から2022年12月の17回目まで、およそ2カ月に1回のペースで全国一斉のフリーダイヤル電話相談会を実施してきた。毎回の相談会の前には、現在のコロナ禍による市民生活の困難な状況を必ず記者会見で知らせ、あわせて相談会実施の旨の告知を行った。相談会当日

は、各会場での相談会の様子を取材してもらうように 要請し、テレビやラジオ、インターネット広告などを 通じて広報にも努めた。

毎回の相談会では全国 40 か所以上の会場、延べ 300人以上の相談員が参加し電話相談に応じてきた。 第1回(2020年4月17日、18日)5009件、第2回 (6月6日) 1217件、第3回(8月8日) 246件、第 4回(10月10日)782件、第5回(12月19日)522 件、第6回(2月20日)716件、第7回(4月24 日) 669件、第8回(6月21日) 954件、第9回(8 月21日)874件、第10回(10月23日)229件、第 11回(12月18日)288件、第12回(2月19日)944 件、第13回(4月23日)486件、第14回(6月11 日) 515件、第15回(8月27日)499件、第16回 (10月22日) 774件、第17回(12月17日) 401件 とこれらの総相談件数は1万5000件を超えた。ま た、第11回からは、一般社団法人つくろい東京ファ ンドのメンバーでもある実行委員からの提案で「つな がる Web 電話」という方式も同時に用いた。緊急支援 で寄せられる SOS の傾向で顕著なのが、所持金なく電 話料金を支払えずにスマートフォンなどの音声通話が 止められている市民の存在だった。そのような人々は 街中のフリーWi-Fi に電波の停止した自分のスマート フォン端末をつなぐことで、情報を得たり連絡をとっ たりしている状況であった。このような状況でも本相 談会にアクセスできるように、Twitter などの SNS を 介しての広報も行った。この方式でつながった相談 は、各回1人から9人と幅はあるが、連絡手段がない ことによる社会的不利を解消し、本相談会に1人でも 多くの人がつながれるようにする工夫である。

相談会にかかる費用については、一切公的な支援はなく反貧困ネットワークなどの各種団体や多くの個人から頂いた寄付に頼ってきた。必要となる費目は主にフリーダイヤルの電話代や相談会後のデータ入力委託費などである。毎回の費用は平均で50万円以上となり、寄付のみでこれらの費用を賄っていくことは毎回綱渡りの状況であった。しかし、このことは、自分たちの完全なボランティア活動によって、何とかして生活困窮者の力になりたいと思いと共に相談会の参加者同士が支え合うという関係性が生まれた面もあった。また、相談会は同日に全国各地の会場をリモートでか、ここではやはり全国ネットワークがあることも利点がつよく感じられた。各地の相談会場をリモートでつなぎ、その連帯感を持ちつつ随時相談対応について連携を図ることも可能となった。

毎回の相談会ではこのような相談者の声に耳を傾け、コロナ禍における人々のニーズ、事実の把握、状況の可視化、ひとり1人の相談者のアシスト、事実を踏まえた政策提言などを目的として、少しでも生活状況を改善できるようにと努めてきた。また、これらの

相談内容については分析を行い、事務局でも必要な政策などについて検討を重ねた。そして 2022 年 6 月には、2 年間の取組みを踏まえた院内集会「コロナなんでも電話相談 2 年間の取り組みから見えてきたものー1 万件超の相談をふまえた私たちの政策提言ー」をオンラインと衆議院第二議員会館で開催し、政策提言の発信も行った。

コロナ禍の長期化に伴い、社会福祉協議会を窓口と する特例貸付や住居確保給付金等の期限が切れ、いよ いよ生活が行き詰まる人たちからの相談が増加した。 低年金・無年金を補うために働いていたが仕事を失っ た高齢者、コロナ禍で失業したがなかなか再就職でき ない非正規労働者を中心とする長期失業者などからの 相談も多く、債務や家庭内のトラブルなど複合的な問題を抱え、相談内容は深刻化した。コロナ禍による生 活被害は、非正規労働者、高齢者、ひとり親など平時 から弱い立場に置かれた層に集中的に表れており、社 会保障制度の脆弱さ、機能不全を起こしている状況が 明らかになった。

Ⅱ. 相談内容の概要

相談会では全国で統一した書式へ聞き取り内容を記入する方式を取った。下記にその項目においての全17回の相談内容から特徴的な結果を記す。

1. 分野別相談

分野別の相談として多いものは、生活費問題の中でも給付金・助成金に関する相談であり、19.4%を占めた。次に生活保護に関する相談(未受給/申請中)で16.6%となった。また、労働問題(被用者)に関する相談は2020年の段階では20%を超えるときもあったが、2021年、2022年と経過するにつれ生活費問題にそのボリュームは移っていった。これは当初、就労を継続した中でのトラブルが多かったものの、その後に失業するなどして生活全体への問題になっていったことが推察される。

2. 相談者の年代

相談者の年代で最も多いのは70代以上で26.6%を占める。次に50代が26.0%、60代が23.9%となっている。一方、10代は0.2%、20代は2.2%、30代は6.2%、40代は14.9%となっている。高齢者からの相談がほとんどである状況は電話相談という従来の方法を取っていることが影響している。若年世代からの相談はSNSによるものが主流となっている現状では、本相談会では受け皿となりにくいことは明らかである。また、当然のことではあるものの、電話をかけることができた人のみへの支援となっている状況は、同時に電話をかけることができない、SNSで発信できない、という状況にある人々への想像力を欠くことがあってはならない。

3. 相談者の性別

相談者の性別では、男性が 55.7%であり女性が 43.7%、他 0.5%となっている。第 3 回と第 17 回の 相談会において女性の比率が 50%を超えたものの、他は全て男性の比率が高かった。

4. 職業·地位別

職業・地位別では、無職が 45.4%と最も多い。これは第1回からの全ての相談会で同じ傾向であった。そして次に非正規労働者が 19.6%となっている。また初期の相談会では自営業やフリーランス (個人事業主) からの相談も 15%前後を占めるときもあったが、その比率は徐々に減少していった。

5. 月収、所持金別

月収別では、0~10万円が65.8%で最多で、次に11万~20万円が25.5%となった。

また、所持金別では「ない」が 23.5%、1000 円以下が 8.0%、5000 円以下が 2.5%、1 万円以下が 2.5%であり、これらを合わせると 35.6%を占めることになる。なお、第 1 回、第 2 回の相談会時には 20 万円以上の所持金があると答えた割合が 30%前後で最多であったが第 3 回目以降は $10\sim20\%$ で推移することになった。

6. アンケート「国の施策を評価しますか」

相談の最後にコロナ禍による生活困窮への国の施策についてアンケートを取った。

「全く評価しない」が34.6%で最多、「どちらとも言えない」が27.2%、「評価しない」が27.1%となっている。なお、「評価する」は9.3%、「高く評価する」は1.8%である。

7. 相談内容

毎回の相談会に寄せられる相談内容には下記のようなものがある。その一部を抜粋して記す。

- 50 代男性。タクシー運転手。会社から「仕事がないから週1勤務。休業手当はない」と言われた。
- 30 代女性。居酒屋チェーンでパート勤務。本部が一斉休業を決めたが閉店期間中の有給利用が認められず休業手当もないと言われた。
- 40代男性。ホテルの調理のパート。3か月契 約で10年以上更新を繰り返してきたが、雇い 止めされた。
- 30 代女性。派遣労働者だが今月いっぱいで解雇。5 月までに寮から退去するように言われている。公共料金も払えない。

- 40 代女性。病院事務の勤務だったが、小学校 の一斉休校で仕事を休まざるを得ず、病院は 休業手当も出してくれないので退職。失業給 付を受けようとしたが、自己都合退職扱いで 待機期間があると言われ、すぐに受給できな い。
- ・ 派遣で食品の試食販売の仕事。2月は5日、3 月は2日、4月は1日しか仕事がなく、光熱 費等の支払いもできない。
- ・ 昼と夜、いずれも飲食店でダブルワークをしてきたが、昼間は週2回勤務に減らされ、 夜は休むように言われ、このままでは家賃も払えないので、区役所に生活保護の相談に行ったら、貯金が10万円程度あるからだめだと言われ、冷たくあしらわれた。
- ・ コロナで派遣の仕事がなくなり、4人世帯で 収入が月額10万円になってしまい生活に困っ て生活保護の申請に行ったが、「健康なら仕 事を探すように」と言われて申請できなかっ た。
- デイサービスの派遣。施設は職員を休ませ、 入浴介助という感染リスクが高い仕事など、 派遣社員にばかりに業務、特に危険な仕事が 集中している。

このように特に非正規雇用の休業者の急増によると考えられる相談が増加した。高橋(2020)によると、2020年1月の就業者計6687万人のうち休業者が194万人、非正規は70万人であったが、同年3月には就業者計6700万人のうち休業者が249万人、非正規は118万人と大幅に増加している。さらに同年4月には就業者計6628万人のうち休業者が597万人、非正規は300万人となっており、失業という事態が特に非正規雇用の就業者に集中していることがわかる。

また、本相談会は「なんでも相談」をうたっていることもあり、経済的困窮などの相談のみならず、それら社会的要因が生活に深刻な影響を与えたことによる希死念慮など精神的な辛さを訴える相談もあった。このことについては、相談会実施の前から懸念されていたことであり、相談会当日は「自殺対策支援センターライフリンク」にも協力を要請し、相談を受けた際には十分な傾聴をした上で、ライフリンク専用ダイヤルを案内するようにした。

コロナ禍以前から日本の自殺をめぐる状況は極めて 深刻なものであった。『令和3年版 自殺対策白書』 によると、平成30(2018)年の日本の自殺者数は2 万840人で前年に比べ481人(2。3%)減少し、昭和 56(1980)年以来37年ぶりに2万1000人を下回っ た。自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)も 統計を取り始めた昭和53年以降、最小の16.5であっ た。たしかに自殺者数が最大となった平成25

(2013)年の3万4427人と比較すると低下傾向にあり、これまでのさまざまな自殺予防対策の結果といえるかもしれない。しかし、依然として2万人を超えており深刻な状況に違いなく、国際的にみても自殺率は高い水準にある。

そして、ついに 2020 年 7 月からは女性の自殺者数が増加に転じてしまった³⁾。前年比較で 7 月は 2.6%増加、8 月は 17.8%増加、9 月は 10%増加、10 月は 39.9%増加している。2020 年は 7026 人(前年比 935人増)、2021 年は 7068 人である。そして、2022 年の総数(厚生労働省の速報値)は2万1584人である。これは前年確定値より577人(2.7%)多く、2020年以来2年ぶりに増加している。男性が全体の7割近い1万4543人(前年比604人増)であり、女性は前年比から27人減少したとはいえ、7041人となっている。

Ⅲ. 追い詰められる生活不安定層

コロナ禍による生活困難な状況は、新たにそのような層が発生したというよりも、コロナ禍前から不安定な生活を送っていた市民を直撃した。まさに平時の労働・社会保障制度の脆弱さが露呈したといってよい。

非正規労働者は雇用の調整弁とされ、低賃金で不安 定な働き方である非正規雇用の脆弱性がコロナ危機下 において一層浮き彫りになった。また、女性はコロナ 禍前から女性は男性より非正規雇用の割合が高く、女 性が多い宿泊・飲食、小売などの対人サービスの分野 は休業要請の影響が大きいことなどから、女性が大き な打撃を受けた。そして自営業・フリーランスは実質 は労働者でありながら業務委託の形で働かされている 者が少なくないことや、失業給付の支えがない不安定 な働き方であることなどがコロナ禍で浮き彫りになっ た。フリーランスで働くアーティストなどからの相談 が続き、芸術や文化の担い手が大きな打撃を受けた。 さらに高齢者は元々、無年金・低年金のため、高齢に なってもパート等で働いて生活費の不足を補ってきた ところコロナで仕事がなくなって生活が立ち行かなく なった高齢者が多かった。また、持続化給付金等に関 するウェブ情報にアクセスできず、重要な支援情報か ら疎外されている高齢者が目立った。

2022 年に入ってからの相談会では、仕事が見つからない(失業の長期化)、失業給付が終了してしまった等の訴えが目立ち、住居確保給付金や特例貸付、生活困窮者自立支援給付金などを利用して何とかやりくりしてきたが支援制度を使い切って追い詰められていく状況が明らかになっていった。そして、消費者金融などからの借入増や家賃、税金の滞納、それらの借金を特例貸付で返済するという実態からもう身動きが取れない状況であることが判明した。さらに離婚やメン

タル不全など問題も複合化し、その生活は追い詰められていった。

このような厳しい生活実態にもかかわらず、公的な支援施策は継ぎはぎ、先細りの内容となったものが多い。特例貸付の受付期間は、2020年3月から2022年9月末までとなったが、これは延長が10回され、貸付決定件数334万件、貸付総額1兆4千億円超となった。総合支援資金は「最大6か月」+「最大3か月以内、60万円以内の再貸付」であり、住居確保給付金は、①支給は原則3か月間、②延長は2回まで最大9か月間である。休業支援金・給付金は適用対象を拡大し、雇用調整助成金の特例措置は延長となったが、持続化給付金及び家賃支援給付金の申請は2020年2月15日をもって終了した。3度目の緊急事態宣言に対応した中小法人・個人事業者のための一時支援金が新設され、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給が決定された。

社会保障制度の岩盤といえる生活保護制度であるが、それに対する忌避感は非常に強い。相談会ではそのことを示す次のような発言が相談者から多く聞かれた。

- 20代女性、家賃滞納あり。住居確保給付金、 特例貸付は使い切り、生活困窮者自立支援金 も受領した。もはや使える制度もなく、この1 年1日1食でやりくりしており、体調も悪 い。医者に行くお金もなく、限界。生活保護 世帯で育ち、生活保護を利用していたときの 屈辱感が忘れられず、再び生活保護を受ける くらいなら死んだ方がまし。
- 50代男性、単身。引越の仕事をしているが2週間で1~2回しかない。預金を切り崩してつないできたが残りわずか。生活保護の窓口では「親や兄弟に相談して」と言われた。
- ・ 70代男性、単身。収入は月6万円の年金だけで、家賃が3万5000円で、滞納が心配。前は多少のアルバイトがあったが、今はコロナでまったくない。食べるものもぎりぎりで、1玉18円のうどんを3回に分けて食べている。役所に生活保護の相談に行ったら、「人のお金で食べさせてもらうのか」「働く人の上前をはねて生きるつもり」と罵倒される。体調も悪く、こんな状態で生きていても仕方ないと思う。
- ・ 運動団体の国への働きかけにより、生活保護をより利用しやすくするために扶養照会を行わない場合の運用が拡大・柔軟化するという前進した面もあったが、相談者からは何とか生活保護以外の制度はないかという趣旨の相談が多くあった。生活保護への強烈な忌避感

から生活改善への機会を失ってしまう場面が あり、相談員としてはそこが非常に残念な思 いになるという意見もかなりあった。

Ⅳ. 政策提言

以上のような全国規模での相談会を継続しながら、相談支援現場の実践に基づく政策提言を行うことも本相談会実行委員会の重要な取り組みの柱とした。2022 (令和 4) 年 6 月 14 日付けで、国と各政党宛てに発出した同実行委員会作成の「1.3 万件の電話相談をふまえた政策提言書」を以下に記す。

第1 基本的方向性

- 1. 仕事がなくても、十分な蓄えがなくても、安心して生きられる社会とする。
- 2. 「貸付け」中心ではなく、「給付」中心の支援とする。
- 3. 「子ども」だけでなく、「大人」に対する給付も 行う。
- 4. 高齢者、障害者、生活困窮者等がインターネット に容易にアクセスできる支援を行う。

第2 コロナ禍の特例対応の改善や拡充

- 1. 特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)の償還 免除対象を大幅に拡大すること
- ① 住民税非課税世帯だけでなく、住居確保給付金、 求職者支援制度、就学援助、児童扶養手当等の利 用世帯も償還免除の対象とする。
- ② 特例貸付の返済によって生活困窮状態に陥ること のないよう、例えば生活困窮相談窓口における家 計改善支援事業を経た相談員による意見書等を根 拠とするなどして、さらに柔軟な償還免除を可能 とする。
- ③ 弁護士会・司法書士会等と連携し、貸付けの償還 が開始する世帯に対し、債務整理相談窓口を紹介 し誘導する。
- 2. 住居確保給付金を普遍的な住宅手当(家賃補助)に脱皮させること
- ① 求職活動要件を撤廃したうえで、収入基準・資産 基準を緩和し、支給家賃上限額を引き上げる。
- ② 支給期間 (9 か月) を大幅に延長する (少なくとも 3 年程度に)。
- 3. 求職者支援制度の要件緩和を恒久化し、さらなる要件緩和をすること
- ① 出席要件・収入要件の緩和と住居確保給付金との 併給容認を恒久化する。
- ② 出席要件・収入要件をさらに緩和する。

- 4. 雇用調整助成金を拡充し、財源を国庫負担とすること
- ① 通常時の日額上限 (8265円、生活保護基準) を 11,000円などに引き上げる。
- ② コロナ特例の日額上限は①以上になるように引き上げる。
- ※コロナ特例(原則)の日額上限は、13,500円 →11,000円→9,000円と下げられてきた。業況特例 (売上高等が前年又は前々年同期比30%以上減少)、 ②地域特例(緊急事態宣言・まん延防止措置対象区域 で時短要請等に協力)に該当する場合は15,000円 (現在、令和4年9月末まで)
- 5. 新型コロナウィルス感染症対応休業支援金・給付金の周知と要件緩和をはかること
- ① 濃厚接触者になったことによる休業の場合は事業 主の指示によるものとみなし、事業主の協力 (「支給要件確認書」への記入や労働局への報告 等)がなくても認定可能とする。
- ② コロナ感染症に罹患したことによる休業の場合 (労災に該当しない場合) も、同様に事業主の指 示による休業とみなす。
- ③ コロナ感染症対応として臨時休業等をした小学校 等に通う子どもの世話をする保護者、コロナに感 染した(おそれのある)、小学校等に通う子ども の世話をする保護者について事業主の協力が得ら れない場合も、休校等が確認できる書類・診断 書・出勤簿等によって認定可能とする。
- ④ 事業主から8割未満の休業手当しか受給できていない場合、8割相当額との差額を支給することとする。
- ⑤ 日額上限 (8,265円) を 11,000円に戻す。 ※日額上限は、11,000円→9,900→8,265円と引き下 げられてきた (但し、地域特例に該当する場合は 11,000円)。
- 6. コロナ禍対応の各種制度(5の休業支援金、持続 化給付金、事業復活支援金等)について不服申立手続 を整備すること。

第3 平時からの労働・社会保障法制の改善や拡充

- 1. 雇用保険の求職者給付を受けやすくすること
- ① 被保険者期間(現行2年間で12か月、倒産・解雇の場合1年間で6か月)を短縮する。
- ② 所定給付日数(現行90~360日)及び(原則的な)受給期間(現行1年)を延長する。
- ③ 「自己都合退職」の受給制限期間(3カ月から2カ月に短縮)をさらに短縮又は撤廃する。

- ④ 平均賃金の算定(労働基準法12条)は歴日数ではなく就労日数で除することとし、基本手当日額の上限を引き上げる。
- 2. 休業手当の金額を引き上げること
- ① 平均賃金の算定(労働基準法12条)は歴日数ではなく就労日数で除することとする。
- ② 休業手当の割合(労働基準法 26 条)を60%以上 から80%以上に引き上げる。
- 3. 職業訓練や再就職支援など積極的労働市場政策を拡充すること

※発達障害・精神疾患のある方等を対象とした社会的 居場所づくり、就労準備支援、中間的就労の整備を含 te)

4. フリーランス (個人事業主) の所得補償制度を整備すること

※韓国のように雇用保険(失業給付)を受給可能とすることを含む

- 5. 最低保障年金制度を創設すること
- 6. 生活保護制度を受けやすくすること
- ① 名称を「生活保障法」⁴⁾ へ変更し、捕捉率向上を 目指し大胆な広報・啓発活動をする。
- ② 開始時の資産要件の緩和(現行最低生活費1か月分をせめて3か月分に)、自動車保有要件の緩和、扶養照会の原則廃止などによって利用のハードルを下げる。
- 7. 子どもに関する給付を拡充すること (1)ひとり親に対する児童扶養手当の支給額を増やす こと
- ① 子ども2人目(約1万円)、3人目(約6000円)も1人目(約4.3万円)と同額にするか近づける。
- ② 夫婦関係の解体が明確な場合は離婚が成立してい なくても受給可能とする。
- (2)児童手当の支給額と支給対象児童の年齢を引き上げること
- ① 現在の支給月額(3歳未満:1万5千円、3歳~ 小学生:1万円(第3子から1万5千円)、中学 生:1万円)は少なくとも倍程度とする。
- ② 対象児童の年齢(15歳)は18歳程度とする。
- 8. 公的責任のもとの寄り添い型相談支援体制を拡充すること
- ① 生活保護、生活困窮相談、社会福祉協議会等の相 談窓口において、アウトリーチ機能を強化し、個

- 別の事情に応じた寄り添い型相談支援体制を強化する。
- ② こうした支援が可能となるよう、人員体制を強化し、専門性のある正規職を直接雇用することによって待遇を保障する。

おわりに

本稿では、2020 年 4 月から 2022 年 12 月までの計 17 回にわたる相談会の実践現場を振り返り、コロナ 禍による市民の生活実態を報告した。電話相談という 方法によることの制約はあるものの、全国規模での活動としてその意義は十分にあったといえる。これまで の労働法制・社会保障制度の脆弱性が露わとなった事実を明らかにしたこと、また平時からの社会保障制度 やの充実が市民のいのちと暮らしを守るためにいかに 重要なのかを訴えるべく、政策提言書を作成し発出したことの意義も大きいと考える。

2023 年に入った現在、コロナ感染は未だ終息する 見通しが立たない。相談内容はますます深刻化してい る実態から、本実行委員会ではより多くの声に対応し ていくために、関連団体と連携し、今後もこの相談会 を電話だけでなく対面式も含めて開催する必要がある と考えている。生活困窮に追い詰められる人々を1人 でもなくすべく、国の責任において、平時からの労 働・社会保障制度を根本的に再構築していくことが不 可欠である。

注

- 1) 『2019 国民生活基礎調査の概況』によると、全体の相対的貧困率は15.4%と、2015 年から0.3 ポイント改善したものの、国際的には依然として高水準である。なお、志賀(2020) は、現代における貧困問題は「資産・所得」のみならず「自由・権利」という視点からも理解する必要があり、それを踏まえれば相対的貧困率に示される貧困とは、貧困問題の深刻さを示す1つの指標であって、そのすべてを表現しているわけではないと指摘している。
- 2) 長年に渡り、路上生活者への支援活動に取り組んできた 稲葉 (2021) は、「住まいの確保は自己責任と考えられてき た日本社会では、適切な住まいを保障することが住民の福 社の向上につながるという『居住福祉』の観点が弱く、『自 宅』をめぐる格差は温存されてきた」と指摘している。新 型コロナウィルス感染予防に伴う休業要請のために、住ま いのない人々の居場所となっていたネットカフェが休業を 余儀なくされ、もともと不安定であった生活状況が更に悪 化する事態となった。稲葉は「住まいは基本的人権であ る」と訴え活動を続けている。
- 3) 横浜市立大学、慶応義塾大学医学部の研究成果 (2022) によると、新型コロナ禍の影響で、失業率が増加した結

果、自殺が増加している可能性があることが指摘されている。

4) 日本弁護士連合会は『権利性が明確な「生活保障法」の制定を!』と題したパンフレットを作成している。ここでは、1. 権利性の明確化、2. 水際作戦を不可能にする制度的保障、3. 生活保護基準の決定に対する民主的コントロール、4. 一歩手前の生活困窮層に対する積極的支援、5. ケースワーカーの増員と専門性の確保を改正案の5本柱とし、生活保障を実質化させる法律の制定をめざしている。

参考文献

稲葉剛 (2021)『貧困パンデミック 寝ている「公助」を叩き起こす』明石書店。

厚生労働省(2021)『自殺対策白書 令和3年版』日経印 刷。

厚生労働省(2019)『国民生活基礎調査の概況』。

志賀信夫(2020)「貧困-反貧困のための貧困理解」埋橋孝 文編『どうする日本の福祉政策』ミネルヴァ書房。

高橋康二 (2020)「正規・非正規雇用とコロナショックー休業が明けた非正規雇用、伸びが止まった正規雇用ー」独立行政法人労働政策研究・研修機構。

横浜市立大学、慶応義塾大学医学部 (2022)『新型コロナ禍 による自殺の増加を確認-失業率と連動し、若年女性で 顕著-』。